

高知工業高等専門学校大学等における学修に関する規程

制 定 平成6年12月 8日

一部改正 令和5年 2月16日

(趣旨)

第1条 高知工業高等専門学校学則の第14条の2、第14条の3及び第27条の2に規定する本校以外の教育施設等における学修（以下「大学等における学修」という。）については、この規程の定めるところによる。

(大学等における学修)

第2条 大学等における学修とは、次の各号の一に掲げる学修をいう。

- (1) 他の高等専門学校における学修（学則第14条の2）
- (2) 大学又は短期大学における学修（学則第14条の3）
- (3) その他文部科学大臣および高等専門学校機構等が別に定める学修（学則第14条の3）
 - ① 大学の専攻科又は短期大学の専攻科における学修
 - ② 高等専門学校の専攻科における学修
 - ③ 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、本校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ④ 平成18年文部科学省告示第33号に基づき、国又は法人等が実施する技能審査で、全国的な規模で実施され適正かつ公平であり一定の条件を満たした知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、別表に掲げるもの
 - ⑤ 高等専門学校機構や他の高等専門学校が主催する研修等における学修
- (4) 外国の高等学校又は大学における学修（学則第27条の2）

(学修手続)

第3条 学生は、大学等における学修を行おうとするときは、大学等における学修許可願（様式1）に、その学修の許可及び内容を証明する書類を添えて、校長に提出するものとする。

- 2 前条第3号④による学修を行おうとする場合には、大学等における学修許可願（様式1）の提出をする必要はない。

(単位認定申請)

第4条 学生は、大学等における学修を行い、単位の認定を受けようとするときは、大学等における学修単位認定申請書（様式2）に、その学修を証明する単位修得証明書、成績証明書又は合格証明書等を添えて校長に申請するものとする。

(修得単位の取扱い)

第5条 修得単位は、単位修得の認定を行った学年の単位とする。本科においては、認定を受けた学年の「課程修了に関わる単位」とする。また、専攻科においては、「専攻科修了に関する単

位」とする。

2 第2条に基づく学修の単位の認定は、次の各号の定めによるものとする。

(1) 原則として、2月末日までに申請のあったものについては、当該年度内に認定を行うものとする。なお、3月に申請されたものについては、次年度に認定を行うものとする。

(2) 本科においては、第2条(1)(2)(3)による修得単位数の上限はあわせて60単位とする。また、専攻科は、第2条(2)(3)(ただし、(3)については④は除く)について16単位以内とする。

ただし、本科においての在学中における技能審査による認定単位数の上限は10単位とし、語学・数理系(海外研修(上限2単位)を含む)で6単位以内、情報系で6単位以内、専門系で6単位以内とする。

(3) 本科における第2条(4)による修得単位数の上限は60単位とする。

(4) 同一の技能審査において上位の審査基準に合格した場合は、当該上位の単位数と既に認定された単位数との差を修得単位として認定する。

(5) 本科における語学・数理系および情報系(ITパスポート試験のみ)の認定単位は一般科目、情報系及び専門系の認定単位は専門科目とする。

附 則

この規程は、平成6年12月8日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月6日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年4月1日に在籍する者のうち、本学入学後に学修した第2条第3号④に規定する学修について、単位認定の申請があった場合は、本規程を適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年11月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この規定における改正前の別表に掲げる技能審査については、改正日に在学する学生は改正日以降も同技能審査にかかる学修とすることができる。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年6月17日から施行し、令和2年6月1日から適用する。
- 2 この規定における改正前の別表に掲げる技能審査については、改正日に在学する学生は改正日以降も同技能審査にかかる学修とすることができる。

附 則

- 1 この規程は、令和3年10月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年2月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 技能審査の認定単位数

技能審査名			種別・級等	認定 単位数	技能審査名			種別・級等	認定 単位数
一般科目	語学・数理系				専門系				
	実用英語技能検定		1級	6	機械設計技術者試験		2級	4	
			準1級	4			3級	2	
			2級	2	デジタル技術検定		1級	4	
			準2級	1			2級	2	
	実用数学技能検定		1級	6	電気主任技術者		第2種	6	
			準1級	4			第3種	4	
			2級※	2	電気工事士		第1種	4	
			準2級※	1			第2種	2	
	技術英語能力検定		プロフェッショナル	6	陸上無線技術士		第1級	4	
			準プロフェッショナル	4			第2級	2	
			1級	3	陸上特殊無線技士		第1級	2	
			2級	2			第2級	1	
	TOEIC L&R 公開テスト		860以上	6	電気通信主任技術者		伝送交換主任技術者	6	
			730～855	4			線路主任技術者	6	
			470～725	2	電気通信工事担任者※		総合通信	6	
			400～465	1			第一級アナログ通信	6	
	日本漢字能力検定		1級	2 (6)			AI第2種	4	
			準1級	2 (6)			第二級アナログ通信	2	
			2級	2 (6)			第一級デジタル通信	6	
			準2級	1 (5)			DD第2種	4	
			3級	(5)			第二級デジタル通信	2	
			4級	(4)	危険物取扱者試験※		甲種	3	
			5級	(3)			乙種(1～6類)	各1	
			6級	(2)	公害防止管理者試験		公害防止主任管理者	6	
			7級	(1)			大気関係	4	
	日本語能力検定		N1	(6)			粉じん関係	4	
			N2	(3)			水質関係	4	
	日本語検定		1級	4			騒音振動関係	4	
			準1級	3			ダイオキシン類関係	4	
			2級	2	環境計量士試験		濃度関係	4	
			準2級	1			騒音・振動関係	4	
			情報系				一般計量士	4	
	ITパスポート試験			1	放射線取扱主任者試験		1種	6	
	システム監査技術者試験			6			2種	2	
	ITサービスマネージャ試験			6			3種	1	
	エンベデッドシステムスペシャリスト試験			6	X線作業主任者試験			4	
	データベーススペシャリスト試験			6	カラーコーディネーター検定試験		アドバンスクラス	2	
	ネットワークスペシャリスト試験			6			スタンダードクラス	1	
プロジェクトマネージャ試験			6	福祉住環境コーディネーター検定試験		1級	3		
システムアーキテクト試験			6			2級	2		
ITストラテジスト試験			6			3級	1		
情報処理安全確保支援士試験			6	インテリアコーディネーター資格試験			1		
応用情報技術者試験			4	測量士			4		
基本情報技術者試験			2	測量士補			2		
情報セキュリティマネジメント試験			2	技術士第一次試験			4		
		専門系		建築CAD検定		準1級	3		
2次元CAD利用技術者試験		1級	2			2級	2		
		2級	1			3級	1		
3次元CAD利用技術者試験		1級	2	色彩検定		1級	3		
		準1級	1			2級	2		
						3級	1		
				火薬類取扱保安責任者		甲種	2		
						乙種	1		
				宅地建物取引士資格試験			3		
				防災士資格取得試験			1		
				施工管理技士補※		2級土木施工管理	2		
						2級建築施工管理	2		
						2級電気工事施工管理	2		
						2級管工事施工管理	2		
						2級造園施工管理	2		
						2級建設機械施工管理	2		
						2級電気通信工事施工管理	2		

()は留学生対象認定単位数

※危険物取扱者試験の認定単位は甲種及び乙種(1～6類)を併せて3単位を上限とする。

※電気通信工事担任者のAI第2種・DD第2種は、経過措置として令和3年度から3年間に限り実施。

※施工管理技士補のうち2級建設機械施工管理は6種別、2級土木施工管理・2級建築施工管理はそれぞれ3種別に分かれているが、認定は最大2単位までとする。

※実用数学技能検定2級及び準2級は、第1～3学年までの合格者に限る

()は留学生対象認定単位数

※危険物取扱者試験の認定単位は甲種及び乙種(1～6類)を併せて3単位を上限とする。

※電気通信工事担任者のAI第2種・DD第2種は、経過措置として令和3年度から3年間に限り実施。

※施工管理技士補のうち2級建設機械施工管理は6種別、2級土木施工管理・2級建築施工管理はそれぞれ3種別に分かれているが、認定は最大2単位までとする。

※実用数学技能検定2級及び準2級は、第1～3学年までの合格者に限る

様式 1

大学等における学修許可願

令和 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

学 科

コース

学 年

氏 名

印

下記のとおり高知工業高等専門学校以外の教育施設等において学修したいので、ご許可くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

1. 教育施設等の名称
2. 学修期間
3. 学修日・時間
4. 学修科目
及び単位数
5. 学修目的
6. 添付書類

様式2

大学等における学修単位認定申請書

令和 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

学 科

コース

学 年

氏 名

印

下記のとおり高知工業高等専門学校以外の教育施設等において学修したので、本校における修得単位として認定くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 教育施設等の名称

又は試験の種類

2. 認定を申請する

授業科目等

単 位 数

3. 添付書類

単位修得証明書

成績証明書

合格証明書等（写）